

意見書案第 14 号

労働法制の改正に反対する意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 27 年 6 月 29 日

川崎市議会議長 石 田 康 博 様

提出者 川崎市議会議員 織 田 勝 久

〃 山 田 益 男

〃 岩 隈 千 尋

〃 市 古 映 美

〃 石 田 和 子

〃 佐 野 仁 昭

〃 大 庭 裕 子

労働法制の改正に反対する意見書

正社員を派遣労働者に置き換えてはならないことを原則とし、臨時的・一時的業務に限って常用雇用の代替として派遣を認めている、いわゆる労働者派遣法において、この原則を変えようとする改正案が、平成26年に2度廃案となったにもかかわらず、6月19日に強行採決され、衆議院を通過した。

今回の改正は、派遣期間の上限である3年を経過した労働者を正社員にするという原則を超えて派遣できるようにし、また、派遣先は派遣労働者を変えれば同じ部署で派遣を継続することができ、さらに、派遣元において無期雇用とすることで派遣期間制限をなくすることができるというもので、企業が正社員を減らして安上がりな派遣労働者を制限なしに利用する可能性が懸念される。

同じく今国会に提出された、労働基準法等の一部を改正する法律案は、労働時間の規制をなくし、残業代も休日手当ても支払わず長時間働かせる残業代ゼロ制度を導入するものである。

労働基準法は、労働時間を原則1日8時間、週40時間と定めているにもかかわらず、平成25年の厚生労働省の調査によると日本人の一般労働者の年間総実労働時間は2,018時間に達し、欧州主要国に比べても依然として長時間労働が続いている。

また、平成24年時点で正規の職員・従業員で、かつ、年間就業日数が200日以上雇用者において、1箇月の時間外労働時間が、いわゆる過労死ラインである80時間を超える長時間労働をしている人の割合は全体の14%に上る。

さらに、サービス残業を強いたり、若者を使い捨てにしたりする、いわゆるブラック企業も後を絶たない中、労働時間規制がなくなれば、労働者は残業代ゼロで長時間働かされ、過労死しても自己責任として片付けられかねない。

よって、国におかれては、派遣労働者の正社員への道を閉ざすことなく、また、正社員に対して労働時間の上限規制を定め、労働者の生活と健康を守るためにも、残業代ゼロや過労死の促進につながる労働法制の改正をされないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣